

議案第 1 1 6 号

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるため改正する。

[内 容]

1 一般の職員に係る給与改定（改正条例第 1 条及び第 2 条関係）

(1) 給料月額の引上げ（別表第 1 及び別表第 2 関係）

人事院勧告で示された国家公務員の俸給表を基礎として、若年層を中心に給料月額を引き上げることとする。（平均改定率+ 3. 0 パーセント）

(2) 期末手当の支給割合の引上げ（第 1 9 条関係）

期末手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分		現 行	令和 6 年度	令和 7 年度以降
再任用職員以外の職員	6 月 期	1 0 0 分の 1 2 2 . 5		1 0 0 分の 1 2 5
	1 2 月 期	1 0 0 分の 1 2 2 . 5	1 0 0 分の 1 2 7 . 5	1 0 0 分の 1 2 5
再任用職員	6 月 期	1 0 0 分の 6 8 . 7 5		1 0 0 分の 7 0
	1 2 月 期	1 0 0 分の 6 8 . 7 5	1 0 0 分の 7 1 . 2 5	1 0 0 分の 7 0

(3) 勤勉手当の支給割合の引上げ（第 2 0 条関係）

勤勉手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

区 分		現 行	令和 6 年度	令和 7 年度以降
再任用職員以外の職員	6 月 期	1 0 0 分の 1 0 2 . 5		1 0 0 分の 1 0 5
	1 2 月 期	1 0 0 分の 1 0 2 . 5	1 0 0 分の 1 0 7 . 5	1 0 0 分の 1 0 5
再任用職員	6 月 期	1 0 0 分の 4 8 . 7 5		1 0 0 分の 5 0
	1 2 月 期	1 0 0 分の 4 8 . 7 5	1 0 0 分の 5 1 . 2 5	1 0 0 分の 5 0

2 特定任期付職員に係る給与改定（改正条例第 3 条関係）

(1) 給料月額の引上げ（第 7 条関係）

人事院勧告で示された国家公務員の特定任期付職員の俸給表に準じて、給料

月額を引き上げることとする。

(2) 期末手当の支給割合の引上げ（第8条関係）

令和6年度の12月期における期末手当の支給割合を100分の175（現行は、100分の170）に引き上げることとする。

3 給与改定に伴う経過措置（改正条例附則第3項関係）

給与改定に伴う所要の経過措置を定めることとする。

[適用]

1 給料表の改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ

令和6年4月1日

2 令和7年度以降の支給に係る一般の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

令和7年4月1日